

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年6月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1453	生活援助サービス／211	1週当たりの標準的な回数を定める場合 941単位	1週に1回程度の場合	90%	941	1月につき
A3	1454	生活援助サービス／211・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	847	
A3	1105	生活援助サービス／212	1週当たりの標準的な回数を定める場合 1,879単位	1週に2回程度の場合	90%	1,879	1月につき
A3	1106	生活援助サービス／212・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	1,691	
A3	1109	生活援助サービス／213	1週当たりの標準的な回数を定める場合 2,982単位	1週に2回を超える程度の場合	90%	2,982	1月につき
A3	1110	生活援助サービス／213・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	2,684	
A3	1101	生活援助サービス／221	1月当たりの回数を定める場合 (1月につき2,982単位を超えない) 230単位	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	90%	230	1回につき
A3	1102	生活援助サービス／221・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	207	
A3	1103	生活援助サービス／222	1月当たりの回数を定める場合 (1月につき2,982単位を超えない) 143単位	所要時間20分以上45分未満の場合	90%	143	1回につき
A3	1104	生活援助サービス／222・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	129	
A3	1107	生活援助サービス／223	1月当たりの回数を定める場合 (1月につき2,982単位を超えない) 176単位	所要時間45分以上の場合	90%	176	1回につき
A3	1108	生活援助サービス／223・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	158	
A3	1111	生活援助サービス短時間	1月当たりの回数を定める場合 (1月につき2,982単位を超えない) 130単位	短時間である場合(20分未満)	90%	130	1回につき
A3	1112	生活援助サービス短時間・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	117	
A3	1510	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／211	処遇改善加算Ⅰ	実施単位数の245/1000程度加算	90%	231	1月につき
A3	1511	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／222			90%	35	1回につき
A3	1512	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／212			90%	460	1月につき
A3	1513	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／223			90%	43	1回につき
A3	1514	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／213			90%	731	1月につき
A3	1515	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ短時間			90%	32	1回につき
A3	1455	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／211	処遇改善加算Ⅱ	実施単位数の224/1000程度加算	90%	211	1月につき
A3	1131	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ標準的なサービス			90%	23	1回につき
A3	1133	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／222			90%	32	1回につき
A3	1135	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／212			90%	421	1月につき
A3	1137	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／223			90%	39	1回につき
A3	1139	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／213			90%	668	1月につき
A3	1141	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間			90%	29	1回につき

三條市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年6月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A3	1504	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／211	処遇改善加算Ⅲ	実施単位数の182/1000程度加算		90%	171	1月につき
A3	1161	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ標準的なサービス				90%	13	1回につき
A3	1163	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／222				90%	26	1回につき
A3	1165	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／212				90%	342	1月につき
A3	1167	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／223				90%	32	1回につき
A3	1169	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／213				90%	543	1月につき
A3	1171	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間				90%	24	1回につき
A3	1516	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／211	処遇改善加算Ⅳ	実施単位数の145/1000程度加算		90%	136	1月につき
A3	1517	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／222				90%	21	1回につき
A3	1518	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／212				90%	272	1月につき
A3	1519	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／223				90%	26	1回につき
A3	1520	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／213				90%	432	1月につき
A3	1521	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ短時間				90%	19	1回につき
A3	1505	生活援助サービスベースアップ等支援加算週1回月額	介護職員等ベースアップ等支援加算	実施単位数の24/1000程度加算		90%	23	1月につき
A3	1201	生活援助サービスベースアップ等支援加算標準的なサービス				90%	6	1回につき
A3	1203	生活援助サービスベースアップ等支援加算20～45分				90%	3	1回につき
A3	1205	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回月額				90%	45	1月につき
A3	1207	生活援助サービスベースアップ等支援加算45分超				90%	4	1回につき
A3	1209	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超月額				90%	72	1月につき
A3	1211	生活援助サービスベースアップ等支援加算短時間				90%	3	1回につき
A3	1191	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算		90%	200	1月につき
A3	1522	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ初回加算	処遇改善加算Ⅰ(初回加算分)	実施単位数の245/1000程度加算		90%	49	
A3	1192	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ初回加算	処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)	実施単位数の224/1000程度加算		90%	45	
A3	1193	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算	処遇改善加算Ⅲ(初回加算分)	実施単位数の182/1000程度加算		90%	36	
A3	1523	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ初回加算	処遇改善加算Ⅳ(初回加算分)	実施単位数の145/1000程度加算		90%	29	
A3	1194	生活援助サービスベースアップ等支援加算初回加算	介護職員等ベースアップ等支援加算(初回加算分)	実施単位数の24/1000程度加算		90%	5	
A3	1456	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-9	1月につき
A3	1457	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割			日割の場合 ÷ 30.4日		-1	1日につき
A3	1458	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			(2)1週に2回程度の場合		-19	1月につき
A3	1459	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			日割の場合 ÷ 30.4日		-1	1日につき

三條市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年6月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目								
A3	1460	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合			-30	1月につき
A3	1461	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割			日割の場合 ÷ 30.4日			-1	1日につき
A3	1462	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221		ロ 1月当たりの 回数を定める場 合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			-2	1回につき
A3	1463	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222			(1)所要時間20分以上45分未満の場合			-1	1回につき
A3	1464	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223			(2)所要時間45分以上の場合			-2	
A3	1465	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2			(3)短時間である場合(20分未満)			-1	

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年6月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1466	生活援助サービス／211	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	80%	941	1月につき
A3	1467	生活援助サービス／211・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	847	
A3	1468	生活援助サービス／211日割	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	80%	31	1日につき
A3	1469	生活援助サービス／211日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	28	
A3	1225	生活援助サービス／212	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	80%	1,879	1月につき
A3	1226	生活援助サービス／212・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	1,691	
A3	1470	生活援助サービス／212日割	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	80%	62	1日につき
A3	1471	生活援助サービス／212日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	56	
A3	1229	生活援助サービス／213	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	80%	2,982	1月につき
A3	1230	生活援助サービス／213・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	2,684	
A3	1472	生活援助サービス／213日割	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	80%	98	1日につき
A3	1473	生活援助サービス／213日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	88	
A3	1221	生活援助サービス／221	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	80%	230	1回につき
A3	1222	生活援助サービス／221・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	207	
A3	1223	生活援助サービス／222	1月当たりの回数を定める場合	所要時間20分以上45分未満の場合	80%	143	1回につき
A3	1224	生活援助サービス／222・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	129	
A3	1227	生活援助サービス／223	1月当たりの回数を定める場合	所要時間45分以上の場合	80%	176	1回につき
A3	1228	生活援助サービス／223・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	158	
A3	1231	生活援助サービス短時間	1月当たりの回数を定める場合	短時間である場合(20分未満)	80%	130	1回につき
A3	1232	生活援助サービス短時間・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	117	
A3	1524	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／211	処遇改善加算Ⅰ	実施単位数の245/1000程度加算	80%	231	1月につき
A3	1525	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／222			80%	35	1回につき
A3	1526	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／212			80%	460	1月につき
A3	1527	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／223			80%	43	1回につき
A3	1528	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／213			80%	731	1月につき
A3	1529	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ短時間			80%	32	1回につき

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年6月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A3	1474	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／211	処遇改善加算Ⅱ	実施単位数の224/1000程度加算		80%	211	1月につき
A3	1251	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ標準的なサービス				80%	23	1回につき
A3	1253	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／222				80%	32	
A3	1255	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／212				80%	421	1月につき
A3	1257	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／223				80%	39	1回につき
A3	1259	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／213				80%	668	1月につき
A3	1261	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間				80%	29	1回につき
A3	1506	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／211	処遇改善加算Ⅲ	実施単位数の182/1000程度加算		80%	171	1月につき
A3	1281	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ標準的なサービス				80%	13	1回につき
A3	1283	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／222				80%	26	1回につき
A3	1285	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／212				80%	342	1月につき
A3	1287	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／223				80%	32	1回につき
A3	1289	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／213				80%	543	1月につき
A3	1291	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間				80%	24	1回につき
A3	1530	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／211	処遇改善加算Ⅳ	実施単位数の145/1000程度加算		80%	136	1月につき
A3	1531	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／222				80%	21	1回につき
A3	1532	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／212				80%	272	1月につき
A3	1533	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／223				80%	26	1回につき
A3	1534	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／213				80%	432	1月につき
A3	1535	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ短時間				80%	19	1回につき
A3	1507	生活援助サービスベースアップ等支援加算週1回月額	介護職員等ベースアップ等支援加算	実施単位数の24/1000程度加算		80%	23	1月につき
A3	1321	生活援助サービスベースアップ等支援加算標準的なサービス				80%	6	1回につき
A3	1323	生活援助サービスベースアップ等支援加算20～45分				80%	3	1回につき
A3	1325	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回月額				80%	45	1月につき
A3	1327	生活援助サービスベースアップ等支援加算45分超				80%	4	1回につき
A3	1329	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超月額				80%	72	1月につき
A3	1331	生活援助サービスベースアップ等支援加算短時間				80%	3	1回につき
A3	1311	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算		80%	200	1月につき

三條市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年6月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1536	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ初回加算	処遇改善加算Ⅰ(初回加算分)	実施単位数の245/1000程度加算	80%	49	
A3	1312	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ初回加算	処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)	実施単位数の224/1000程度加算	80%	45	
A3	1313	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算	処遇改善加算Ⅲ(初回加算分)	実施単位数の182/1000程度加算	80%	36	
A3	1537	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ初回加算	処遇改善加算Ⅳ(初回加算分)	実施単位数の145/1000程度加算	80%	29	
A3	1314	生活援助サービスベースアップ等支援加算初回加算	介護職員等ベースアップ等支援加算(初回加算分)	実施単位数の24/1000程度加算	80%	5	
A3	1475	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-9	1月につき
A3	1476	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割		日割の場合 ÷ 30.4日		-1	1日につき
A3	1477	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		(2)1週に2回程度の場合		-19	1月につき
A3	1478	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割		日割の場合 ÷ 30.4日		-1	1日につき
A3	1479	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		(3)1週に2回を超える程度の場合		-30	1月につき
A3	1480	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割		日割の場合 ÷ 30.4日		-1	1日につき
A3	1481	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-2	1回につき
A3	1482	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)所要時間20分以上45分未満の場合		-1	1回につき
A3	1483	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223		(2)所要時間45分以上の場合		-2	
A3	1484	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2		(3)短時間である場合(20分未満)		-1	

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年6月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1485	生活援助サービス／211	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	70%	941	1月につき
A3	1486	生活援助サービス／211・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	847	
A3	1487	生活援助サービス／211日割	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	70%	31	1日につき
A3	1488	生活援助サービス／211日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	28	
A3	1345	生活援助サービス／212	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	70%	1,879	1月につき
A3	1346	生活援助サービス／212・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	1,691	
A3	1489	生活援助サービス／212日割	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	70%	62	1日につき
A3	1490	生活援助サービス／212日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	56	
A3	1349	生活援助サービス／213	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	70%	2,982	1月につき
A3	1350	生活援助サービス／213・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	2,684	
A3	1491	生活援助サービス／213日割	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	70%	98	1日につき
A3	1492	生活援助サービス／213日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	88	
A3	1341	生活援助サービス週1回	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	70%	230	1回につき
A3	1342	生活援助サービス週1回・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	207	
A3	1343	生活援助サービス／222	1月当たりの回数を定める場合	所要時間20分以上45分未満の場合	70%	143	1回につき
A3	1344	生活援助サービス／222・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	129	
A3	1347	生活援助サービス／223	1月当たりの回数を定める場合	所要時間45分以上の場合	70%	176	1回につき
A3	1348	生活援助サービス／223・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	158	
A3	1351	生活援助サービス短時間	1月当たりの回数を定める場合	短時間である場合(20分未満)	70%	130	1回につき
A3	1352	生活援助サービス短時間・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	117	
A3	1538	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／211	処遇改善加算Ⅰ	実施単位数の245/1000程度加算	70%	231	1月につき
A3	1539	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／222			70%	35	1回につき
A3	1540	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／212			70%	460	1月につき
A3	1541	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／223			70%	43	1回につき
A3	1542	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ／213			70%	731	1月につき
A3	1543	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ短時間			70%	32	1回につき

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年6月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A3	1493	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／211	処遇改善加算Ⅱ	実施単位数の224/1000程度加算		70%	211	1月につき
A3	1371	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ標準的なサービス				70%	23	1回につき
A3	1373	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／222				70%	32	
A3	1375	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／212				70%	421	1月につき
A3	1377	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／223				70%	39	1回につき
A3	1379	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／213				70%	668	1月につき
A3	1381	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間				70%	29	1回につき
A3	1508	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／211	処遇改善加算Ⅲ	実施単位数の182/1000程度加算		70%	171	1月につき
A3	1401	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ標準的なサービス				70%	13	1回につき
A3	1403	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／222				70%	26	1回につき
A3	1405	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／212				70%	342	1月につき
A3	1407	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／223				70%	32	1回につき
A3	1409	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／213				70%	543	1月につき
A3	1411	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間				70%	24	1回につき
A3	1544	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／211	処遇改善加算Ⅳ	実施単位数の145/1000程度加算		70%	136	1月につき
A3	1545	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／222				70%	21	1回につき
A3	1546	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／212				70%	272	1月につき
A3	1547	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／223				70%	26	1回につき
A3	1548	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／213				70%	432	1月につき
A3	1549	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ短時間				70%	19	1回につき
A3	1509	生活援助サービスベースアップ等支援加算週1回月額	介護職員等ベースアップ等支援加算	実施単位数の24/1000程度加算		70%	23	1月につき
A3	1441	生活援助サービスベースアップ等支援加算標準的なサービス				70%	6	1回につき
A3	1443	生活援助サービスベースアップ等支援加算20～45分				70%	3	1回につき
A3	1445	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回月額				70%	45	1月につき
A3	1447	生活援助サービスベースアップ等支援加算45分超				70%	4	1回につき
A3	1449	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超月額				70%	72	1月につき
A3	1451	生活援助サービスベースアップ等支援加算短時間				70%	3	1回につき
A3	1431	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算		70%	200	1月につき

三條市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年6月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1550	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ初回加算	処遇改善加算Ⅰ(初回加算分)	実施単位数の245/1000程度加算	70%	49	
A3	1432	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ初回加算	処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)	実施単位数の224/1000程度加算	70%	45	
A3	1433	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算	処遇改善加算Ⅲ(初回加算分)	実施単位数の182/1000程度加算	70%	36	
A3	1551	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ初回加算	処遇改善加算Ⅳ(初回加算分)	実施単位数の145/1000程度加算	70%	29	
A3	1434	生活援助サービスベースアップ等支援加算初回加算	介護職員等ベースアップ等支援加算(初回加算分)	実施単位数の24/1000程度加算	70%	5	
A3	1494	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-9	1月につき
A3	1495	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割		日割の場合 ÷ 30.4日		-1	1日につき
A3	1496	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		(2)1週に2回程度の場合		-19	1月につき
A3	1497	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割		日割の場合 ÷ 30.4日		-1	1日につき
A3	1498	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		(3)1週に2回を超える程度の場合		-30	1月につき
A3	1499	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割		日割の場合 ÷ 30.4日		-1	1日につき
A3	1500	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-2	1回につき
A3	1501	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)所要時間20分以上45分未満の場合		-1	1回につき
A3	1502	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223		(2)所要時間45分以上の場合		-2	
A3	1503	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2		(3)短時間である場合(20分未満)		-1	